

# 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：行政管理局企画調整課 他 4 課室

施策名	適正な行政管理の実施	政策体系上の位置付け (行政改革・行政運営) 政策 2
施策の概要	<p>国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組んでいる。また、機構(組織)、独法等についても、着実に減量・効率化を進めている。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。</p> <p>ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に関して施行状況調査等の結果を見ると、不開示決定の判断が妥当でない情報公開・個人情報保護審査会に判断されたもの等見受けられるところであるが、その状況は改善されつつある。</p> <p>(必要性)</p> <p>ア 国の行政組織等の減量・効率化については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要性が認められる。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用について、公正・適正な行政運営の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するためには、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。</p> <p>ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、妥当でない不開示決定の判断、個人情報の漏えい事案等がなお存在することから、引き続き、本政策が必要性である。</p> <p>(有効性)</p> <p>ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組む一方で、重点分野に定員を配するメリハリのある定員管理を実施している。機構等についても、スクラップアンドビルドの原則に基づく組織の新設・改廃により着実に減量・効率化を進めている。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、制度の周知、運用改善のための通知の発出、研修の実施等により、制度の利用拡大、適正な制度運営等がなされているということができ、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>ア 各省の判断と責任において弾力的・効率的組織運営が可能となる仕組みを採っている。また、定員管理等実態調査の合理化により、コストの削減を図る等、効率化を図っている。</p> <p>イ 行政手続制度・行政不服審査制度については、改正法案の改正法案の立案に取り組む間、施行状況調査の実施時期等を見直すことにより、業務の効率化を図った。</p> <p>ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用については、施行状況調査における集計の効率化や、参考事例を取りまとめ、各府省へ配布することで判断の効率化を図った。</p>	

(反映の方向性)

- ア 国の行政組織等の減量・効率化が図られるよう、引き続き取り組んでいく。また次期定員合理化計画策定に取り組む。
- イ 行政手続法及び行政不服審査法等の改正及び現行制度の適正かつ円滑な運用を確保できるよう引き続き取り組んでいく。
- ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度について、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	目標値	目標年度	18年度 (19年度査定)	19年度 (20年度査定)	20年度 (21年度査定)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
国の行政組織の減量・効率化	定員合理化進捗率	(17年度～21年度) 16年度末定員の10%以上を定員合理化	21年度	59.9% (19,901/33,230)	80.8% (26,864/33,230)	103.3% (34,318/33,230)	・H17年の閣議決定「新たな定員合理化計画の概要」に基づき設定。
	純減目標達成率	(18年度～22年度) 17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	22年度	19.2% (3,631/18,936)	40.9% (7,753/18,936)	52.7% (9,974/18,936)	・H18年6月の閣議決定「国の行政機関の定員純減について」に基づき設定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	国の行政機関の定員の純減について	平成18年6月30日閣議決定	国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で……18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。
	施政方針演説	平成21年1月28日	国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約一万五千人を純減します。
個人情報の保護に関する基本方針	平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部改正	行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。	

## 政策2 適正な行政管理の実施

基本目標

簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。  
行政の透明性向上と信頼性確保のため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法及び行政手続法等の改正法が成立した場合は、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

簡素で効率的な政府の実現、  
行政の透明性の向上と信頼性の確保

行政組織のスリム化・効率化

行政運営における公正の確保、  
国民の権利利益の救済

情報公開と個人情報保護の推進

・行政肥大化の抑止  
・政策課題に対応した機構の新設・改廃等

・定員の純減  
・メリハリのある定員配置

国民の  
権利利益保護  
のレベル向上

各制度の運用状況の把握・改善

参考指標：  
・意見公募手続等における命令等の公布・決定等から結果公示までの期間  
・不服申立ての処理期間  
・情報公開・個人情報保護審査会諮問の結果、諮問庁の判断は妥当であるとされた事案の率  
・個人情報保護の適切な管理のための監査実施率

参考指標：  
機構の新設・改正・  
廃止等の審査状況

指標：  
・定員の純減目標達成率  
・定員の合理化進捗率  
参考指標：  
・定員の設置・増減・廃止  
等の審査状況

行政手続法  
及び  
行政不服審査法  
等の改正

各制度の施行状況を調査、結果周知、  
改善通知、申合せ

参考指標：  
・意見公募手続等の実施件数、提出意見数など  
・不服申立て件数  
・開示請求件数、開示決定件数など  
・個人情報の漏えい等件数など

機構の  
新設・改廃・  
廃止等の審査

定員の  
新設・改廃・  
廃止等の審査

下位レベルの施策

国の行政組織等の  
減量・効率化

行政手続制度・行政不服審査制度・  
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の  
適正かつ円滑な運用

(企画調整課)(管理官(査定))

(行政手続・制度調査室)

(行政情報システム企画課)

# 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：自治行政局行政課総務室 他 7 課室

施策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	政策体系上の位置付け (地方行財政) 政策 4
<p>施策の概要</p>	<p>分権型社会に対応した地方制度・体制の整備                      地方分権改革推進委員会における勧告、第 29 次地方制度調査会における調査審議の動向等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。                      また、市町村の行財政基盤等の強化を図るため、自主的な市町村合併を推進し、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、地方公共団体における行政運営の質の向上などを図るため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。                      分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立                      分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るために、適正な定員管理、給与の適正化を推進する。また、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】                      (総合的評価)                      分権型社会に対応した地方制度・体制の整備                      地方分権改革推進委員会及び第 29 次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行っている。市町村合併については、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランの策定・公表や情報公開条例等の制定の状況から、地方公共団体における行政改革の取組も進展していると評価できる。                      分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立                      地方公共団体において、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に向けた取組等が進んでいることが把握でき、諸施策の有効性が認められる。                      (必要性)                      分権型社会に対応した地方制度・体制の整備                      明治以来の中央集権型行政システムの弊害面が顕著になってきており、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行う必要がある。また、人口減少・少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併を選択する市町村への支援や地方行政改革の推進に取組む必要がある。                      分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立                      国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。                      (有効性)                      分権型社会に対応した地方制度・体制の整備                      市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。集中改革プランについて、地方公共団体が行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において施策の有効性が認められる。情報公開条例等の制定状況を調査、公表し、必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、取組の有効性が認められる。                      分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立                      地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着実に取り組んでいることが把握でき、施策の有効性が認められる。地方公務員の定員・給与情報の公表についても透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となっており施策の有効性が認められる。人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。                      (効率性)                      分権型社会に対応した地方制度・体制の整備                      市町村合併による効果のうち、行政コストの削減については、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。また地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップ</p>	

プを関係課室で連携して行うとともに、情報公開条例等についての地方公共団体への助言等を各種会議等の機会を利用して行うなど効率的に行った。

(反映の方向性)

分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主的な合併を選択する市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。また、集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例等の未制定団体に対し、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。

分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

合併後の市町村数	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)	1,777 団体 (H21.3.31)
集中改革プランの公表状況	都道府県 45 団体 95.7%	都道府県 46 団体 97.9%	都道府県 47 団体 100%
	政令市 15 団体 100%	政令市 17 団体 100%	政令市 17 団体 100%
	市区町村 1,542 団体 84.4%	市区町村 1,798 団体 99.3%	市区町村 1,788 団体 100%
	計 1,602 団体 84.8% (H18.7.31現在)	計 1,861 団体 99.3% (H19.9.1現在)	計 1,852 団体 100% (H20.12.1現在)
地方公務員数の推移	2,998,402 人 ( )対前年比	2,951,296 人 ( 1.6%)	2,899,378 人 ( 1.8%)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	(簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第3章 財政健全化への取組 - 1 - (4) - - - 地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第4章 国民本位の行財政改革 - 3 - 歳出・歳入一体改革の推進 財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進める。
	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	(地域経営) 分権型社会が、目指すべき国のかたちです。知事や市町村長が、地域の経営者として腕を振るえるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

基本目標

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等の推進。

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備



## 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：自治財政局財政課 他 3 課室

施策名	地方財源の確保と地方財政の健全化	政策体系上の位置付け
		<b>(地方行財政) 政策 6</b>
<p>施策の概要</p>	<p>地方公共団体の財政運営に支障がないように所要の地方財源の確保を図るとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、地方財源の確保が図られた。また、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化や公債費負担の適正化も進展した。さらに、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標の公表が全ての地方公共団体について行われ、財政指標の公表等を通じた財政健全化への取組が進展した。</p> <p>(必要性) 地方公共団体の担う行政サービスを的確に実施できるようにするため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。 地域の基本的な行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要があり、そのため、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化や地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することによる財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) 地方交付税を規定の加算とは別枠で 1 兆円増額するなどにより、平成 21 年度の地方交付税総額は前年度に比べ 4,141 億円の増となることなどをはじめとして、地方財源の確保・保障がなされているため、地方財政計画の策定について有効性が認められる。 地方交付税については、平成 20 年度においても算定方法の簡素化・透明化を進展させており、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。 平成 20 年度において公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。 地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成 19 年度決算に基づく財政指標の公表等を行ったところであり、財政指標の適切な公開による財政の早期健全化に向けた取組が進展したため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 地方交付税の算定方法の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p>	

(反映の方向性)

平成22年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。

地方交付税については、引き続き、財源保障機能や財源調整機能を適切に発揮することができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。

公債費負担適正化については、平成21年度以降も5市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。

地方公共団体財政健全化法の本格施行により、平成20年度決算から、財政指標が一定水準以上の団体について財政健全化計画や財政再生計画の策定の義務付け等が適用されることとなるため、上記計画の作成支援等を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方財政計画の規模	83兆1,261億円	83兆4,014億円	82兆5,557億円
一般財源比率	68.1%	68.4%	65.3%
地方債依存度	11.6%	11.5%	14.3%
借入金残高	199兆円	197兆円	197兆円
地方債計画の規模	12兆5,108億円	12兆4,776億円	14兆1,844億円

※参考となる指標の進捗状況については、それぞれの表題の年度の次年度の内容を記載している。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<p>第2章 成長力の強化</p> <p>2. 地域活性化</p> <p>(1) 地方再生</p> <p>【具体的手段】</p> <p>(1) 地域活性化の支援</p> <p>地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。</p> <p>等</p>

# 政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

基本目標 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

## 地方財源の確保と地方財政の健全化

### 地方財源確保

### 財政健全化

地方財政収支ギャップの縮小と財源の確保

地方団体の財政運営の予見可能性の向上

・地方債資金の確保  
・公債費負担の適正化

地方財政計画の策定

参考指標: 地方財政計画の規模、一般財源比率、地方債依存度、借入金残高、平成21年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策

算定方法の簡素化・透明化

参考指標: 平成21年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況

地方債計画の策定

参考指標: 地方債計画の規模、地方債依存度、借入金残高

地方債を発行する際の総務大臣への協議

財政健全化法に基づく財政情報の作成支援、報告徴収、公表

参考指標: 健全化判断比率の状況

・経済財政運営との整合性の確保、地方財源の保障等の観点から計画策定方針の検討  
・各省庁関連の地方負担額等の把握

簡素で新しい基準による交付税の算定方法の検討

・公的資金の重点化と地方債資金の市場化の推進を踏まえた計画策定方針の検討  
・地方団体の起債要望の把握

公債費負担適正化計画の進捗状況の調査  
参考指標: 公債費負担適正化計画の完了割合

下位レベルの施策

地方財政計画の策定

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の推進

公債費負担の適正化等の推進

地方公共団体財政健全化法の円滑な施行

(財政課)

(交付税課)

(地方債課)

(財務調査課)

## 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：自治税務局企画課総務室 他 5 課室

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築		政策体系上の位置付け <b>(地方行財政)政策 7</b>
施策の概要	<p>平成 21 年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>		
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 平成 21 年度地方税制改正における取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。 しかしながら、地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況である。</p> <p>(必要性) 地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。</p> <p>(有効性) 参考となる指標のうち、平成 19 年度決算における国と地方の税収比は 56.3 : 43.3 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 3.0 ポイント増加している等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実等について一定の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った等から効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体型の構築を進める。 また、経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の法制度的準備を整える。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、</li> <li>・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、</li> </ul> <p>等を目指す。</p>		
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011 年度までに必要な法制上の措置を講じます。

# 政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

**基本目標** 分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。  
具体的には、  
・当面国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること  
・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること  
等を目指す。

## 分権型社会を担う地方税制度の構築

### 地域福祉の充実等に要する財源の安定的確保

地方税の充実

参考指標: 国・地方の財源配分

地方間の税収格差の縮小

参考指標: 地方税収の人口一人当たり税収額指数

地方税の税収の安定性の確保

参考指標: 地方税収の推移、歳入総額に占める地方税の割合の推移、都道府県税及び市町村税の税収構成比

納税環境の整備、徴収体制の強化

参考指標: 地方税の滞納額(累計)の推移

### 地方税法等改正

参考指標: 地方税制改正の概要

税制調査会等における「あるべき税制」の実現に向けた議論

税制改正要望ヒアリングの実施(地方団体からの要望を含む)

経済社会の構造変化に対応した税制の検討

海外の地方税等調査の実施

税務広報の実施、税務統計の実施

下位レベルの施策

### 毎年度の地方税制度の見直し

(企画課)

(都道府県税課)

(市町村税課)

(固定資産税課)

(資産評価室)

## 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：情報通信国際戦略局技術政策課、通信規格課

施策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	政策体系上の位置付け 情報通信（ICT 政策）政策 10
施策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」（平成 20 年 6 月 27 日）に基づく取組を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>（総合的評価）</p> <p>専門家による評価の結果、平成 20 年度に実施された研究開発課題の 99%について「成果あり」との結果が得られており、目標（90%以上）を達成している。なお、平成 20 年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により 167 件の研究開発事業が、総額約 93 億円の予算により実施され、論文数が 1191 件、特許申請数が国内外を合わせ 200 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。</p> <p>また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」等の実施によって、ITU、IETF 等への標準提案が 71 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。</p> <p>（必要性）</p> <p>情報通信分野は、経済成長の牽引役として期待されるなど非常に重要な位置付けにあり、我が国としては継続的に研究開発に取り組む必要がある。特に、リスクの高い基礎的な研究開発や、個別の民間企業では実施が困難な大規模な研究開発等を政府が積極的に推進すること、またこれら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。</p> <p>（有効性）</p> <p>平成 20 年度は、我が国の国際競争力の強化等に資する研究開発課題を重点的に推進するとともに、「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」（平成 20 年 6 月 27 日情報通信審議会答申）としてとりまとめた。このように社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、的確な制度運用が行った結果、論文数等の指標においてあらかじめ設定した目標値を上回る研究開発成果が表れており、外部専門家からも成果ありと評価されている。</p> <p>また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準の維持・向上に資するものであり、有効性がある。</p> <p>（効率性）</p> <p>平成 20 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。</p>	

また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続きを活用して勧告化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案を行う場合に比べ、他国と連携した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、日中韓で共同提案を作成するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行っている。

(反映の方向性)

- ・我が国の国際競争力低下という現状を踏まえ、国際競争力の強化・維持にも資するよう研究開発課題を一層重点的に推進する。
- ・現下の経済悪化に伴い、企業等が標準化活動に充てられるリソースが減少傾向にある。そこで、標準化活動に携わる人材の育成等の支援策を通じ、より一層戦略的に取り組むこととする。

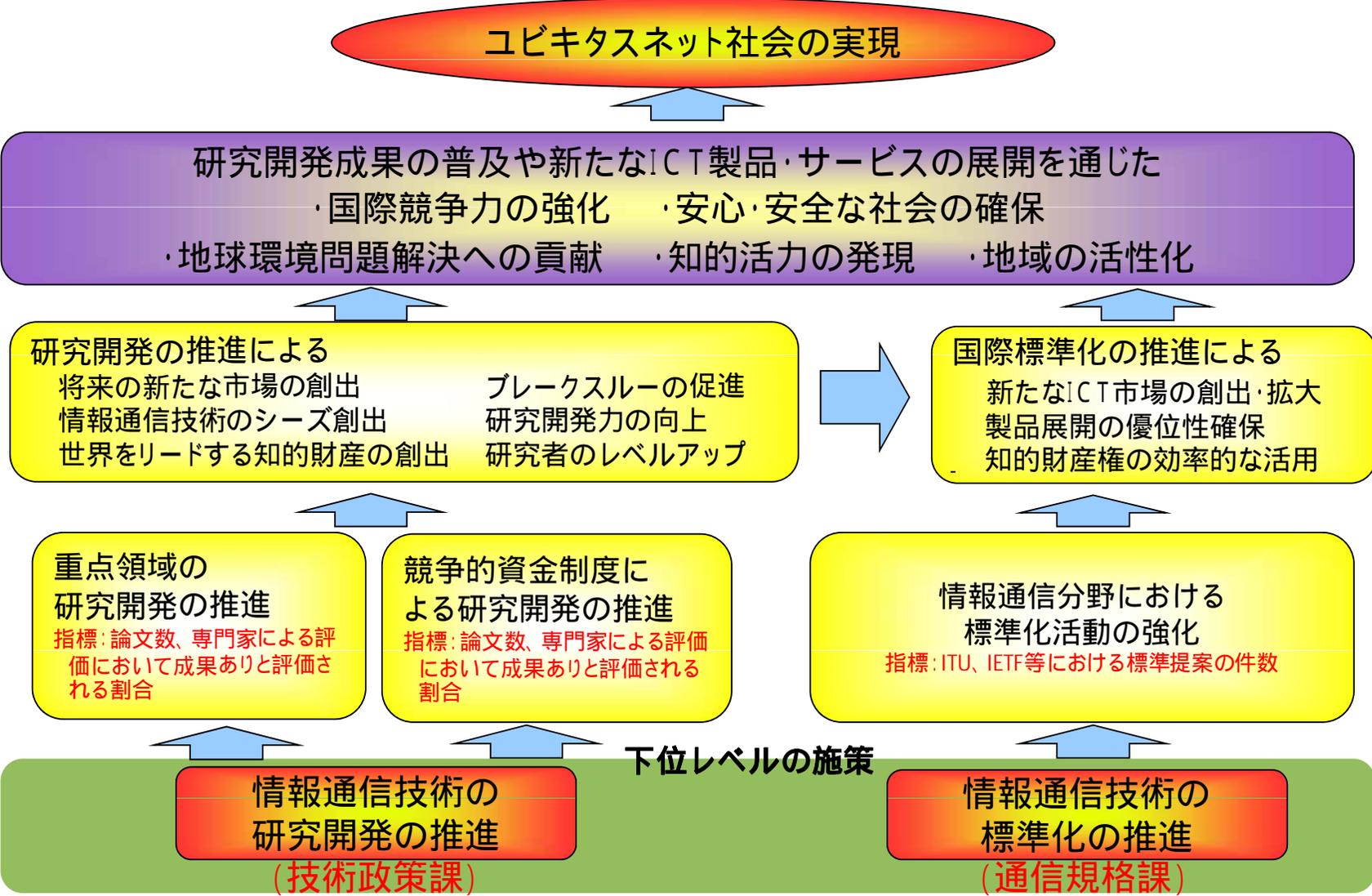
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
論文数	1 課題あたり 1 件以上	20 年度 (単年度)	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者に PR されているか。	998 件 (161 課題)	1013 件 (161 課題)	1191 件 (167 課題)
専門家による評価において成果ありと評価される割合	90%	20 年度 (単年度)	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。	99%	100%	99%
ITU、IETF 等における標準提案の件数	20 件	20 年度 (単年度)	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。	64 件	90 件	71 件

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	今後二、三年で、集中的なインフラ整備、研究開発、規制・制度改革に一体的に取り組むとともに、成長を支える情報通信技術の戦略も、策定します。
	重点計画 - 2008	平成 20 年 8 月 20 日	中長期的な視点に立脚した IT 分野の研究開発を戦略的、重点的に推進する。また、研究体制・評価制度の整備、研究成果の活用促進等を通じ競争的で技術革新を絶えず生み出す研究開発環境を構築することに取り組む。
IT 政策ロードマップ	平成 20 年 6 月 11 日	・ ICT 分野における研究開発・標準化・知的財産戦略の一体的推進 ・ 我が国の国際標準化活動の強化	

政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

基本目標  
ユビキタスネット社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。



# 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

担当部局課室名： 情報流通行政局地域通信振興課、放送政策課、  
地方情報化推進室、高度通信網振興課、電波政策課、

評価実施時期：平成 21 年 7 月

放送技術課、地上放送課、衛星放送課、地域放送課

施策名	ユビキタスネットワークの整備	政策体系上の位置付け
		(情報通信 (ICT 政策)) 政策 1 2
施策の概要	<p>2010 年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進するとともに、地域公共ネットワークの全国的普及の推進への取組を実施する。</p> <p>また 2011 年地上デジタル放送への移行に万全を期すため、地上デジタル放送の推進のための総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHK による映像国際放送等の充実を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 20 年度は、平成 19 年度から引き続き、国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率 (推計) の指標等をみると一定の有効性等があったといえる。放送政策の推進については、携帯端末向けマルチメディア放送に関して、法律案が国会に提出されるなど、調査研究の結果が着実に政策に反映されている。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局の整備状況、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度は順調に推移しており、また、デジタル対応受信機器についても当初の目標に近い水準まで普及が進みつつある状況である。映像国際放送の充実についても、本年 2 月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されるなど、着実に効果をあげているものと認められる。</p> <p>(必要性)</p> <p>情報化が進展する今日、多くの情報通信サービスが国民生活に不可欠なものとなっているが、民間事業者の採算性の観点から地域 ICT 基盤の整備等が期待できない地域が多数存在している。これらの課題解決に向け地域 ICT の基盤整備、利活用、人材育成について国が各取組の整合性を図り、中長期的・総合的観点から統一的に実施することが、地域情報化の効率的・効果的な推進には不可欠である。</p> <p>なお、本施策は、IT 新改革戦略及び重点計画－2008 の推進の一環として実施される施策であり、国の責務において行われる必要がある。</p> <p>放送のデジタル化については、2011 年 7 月のデジタル放送への完全移行が円滑に行われるよう、国民への働きかけや送受信環境の整備促進等について、引き続き対応していく必要がある。国際放送についても、放送に係る国際競争力強化のため、引き続き取組を進めていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地方公共団体等への支援の取組については、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率 (推計) が平成 20 年 9 月末時点では 98.6% となっている等、着実に進捗していることから、有効性が認められる。</p> <p>地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局等の整備状況が 97%、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度が 89.6% に達しており、また我が国のデジタル放送方式が新たにペルーにおいて採用されるなど、有効性があると認められる。</p>	

(効率性)

ブロードバンド・ゼロ地域の解消については、個々の地域におけるブロードバンドの具体的な整備について、関係する地方公共団体、事業者等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、国民の理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の推進に当たっては、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。

なお、アナログ放送の難視聴解消事業については、平成20年度で終了した。

(反映の方向性)

- ・残りのブロードバンド・ゼロ地域を解消すべく、民間による整備を促進していくとともに、条件不利地域等において、情報通信基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施していく。
- ・地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、残されたわずかな期間で、円滑にデジタル放送に移行できるよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル改修、デジタル中継局の整備等にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。
- ・国際放送の強化については、引き続き、対外情報発信力の強化に向けた取組を行う必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

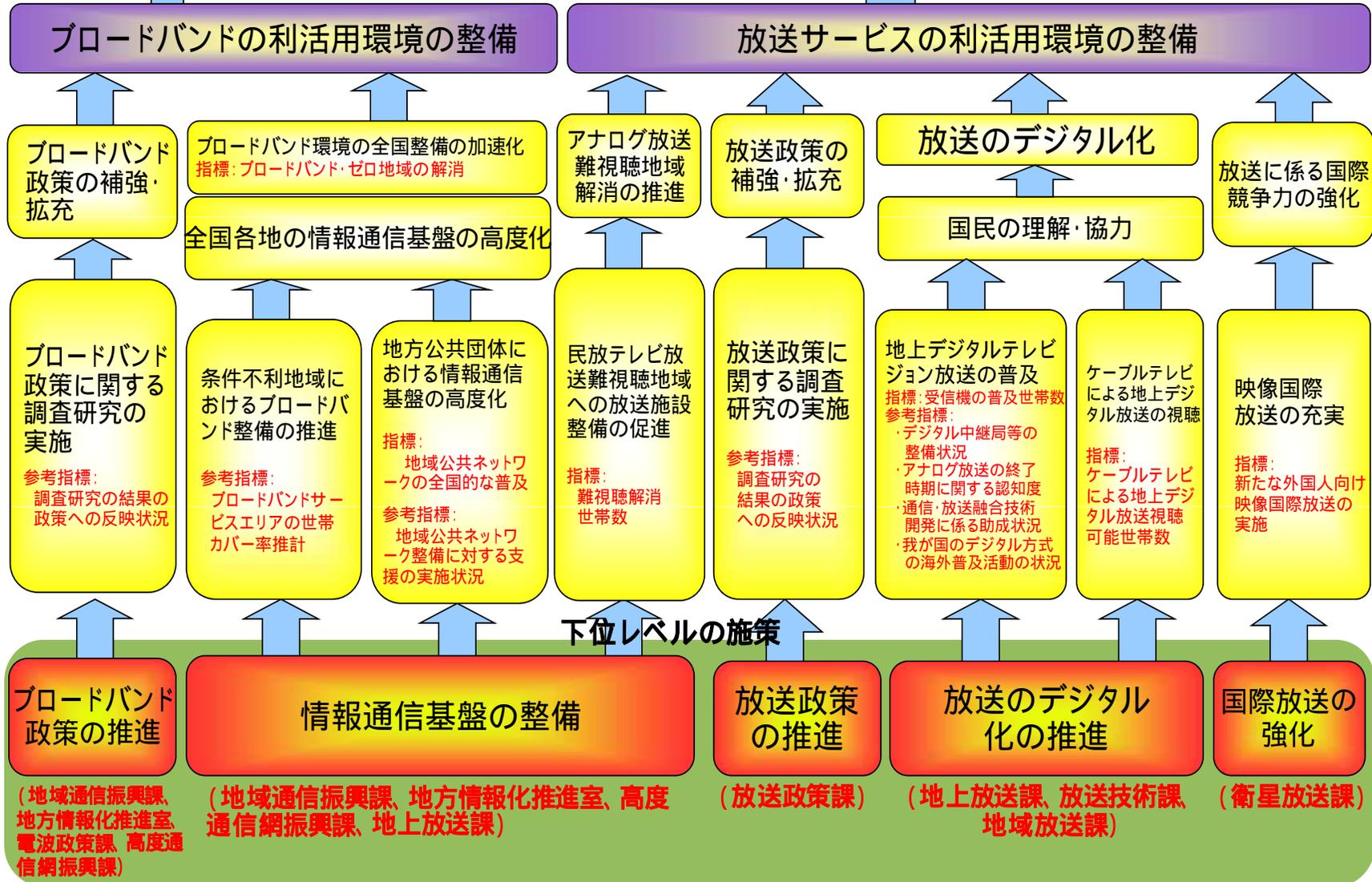
指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)	(参考指標)	—	95.2% (18年度末)	98.3% (19年度末)	98.6% (20年9月末時点)
地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数	全世帯 5,000万世帯	23年度	27.8% (約1,400万世帯相当)	43.7% (約2,200万世帯相当)	60.7% (約3,035万世帯相当)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施策方針演説	平成20年1月18日	地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取り組みなどを支援します。
	IT新改革戦略	平成18年1月19日 IT戦略本部決定	2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。
	第159回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成16年1月19日	家庭のIT基盤整備につながる地上デジタルテレビジョン放送の普及を促進し、暮らしの中でITを実感できる社会を実現いたします。

政策12 ユビキタスネットワークの整備

基本目標 2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

デジタル・ディバイドのないインフラ整備の実現



## 平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 2 1 年 7 月

担当部局課室名：情報通信国際戦略局国際政策課 他 5 課室

施策名	ICT 分野における国際戦略の推進	政策体系上の位置付け <b>(情報通信 (ICT 政策)) 政策 15</b>
施策の概要	<p>政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 海外への情報発信及びセミナー・シンポジウムの開催を戦略的に取り進めることにより、重点 3 分野 (地上デジタル放送方式、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野) における我が国 ICT 産業の海外展開支援を効率的に推進している。また、二国間及び多国間協議等への積極的な参加を行うことにより、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしている。</p> <p>(必要性) 二国間・多国間の政策協議については、我が国 ICT の発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT 分野における課題解決に向けた取り組みが進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。戦略的な海外への情報発信を官民の連携により行うセミナー・シンポジウム等の開催については、ICT 分野における国際展開支援のため、必要性がある。</p> <p>(有効性) 二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築に繋がるとともに、国際機関の重要ポストに我が国の出身者が就任するなど、我が国のプレゼンス向上が実現。また、各種国際協力施策を進めることで、我が国 ICT への理解が深まり、ICT 分野の国際展開支援に繋がっている。</p> <p>(効率性) ICT 分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修や国際共同実験などのプロジェクトも実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。また、ICT 国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。</p> <p>(反映の方向性) 二国間協議については、今後、ICT 国際展開支援のための重点地域の策定等を踏まえ、実施相手国及び開催頻度について見直しを行う。アジア各国等への協力については成果が上がっているところ、アジア地域以外にも、ICT 国際展開上必要性の認められる中南米地域などの国についても重点対象とし、着実な成果の実現を図る。なお、国際情報ハブ形成のための高度 ICT 共同実験については、一定の成果が得られたため、平成 2 0 年度をもって終了する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	20年度 (単年度)	・ITU全権委員会議、ASEM ICT閣僚会合に政務官が出席 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席。EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催等	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ITU研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議等	・OECD、APEC、ASEANの枠組みにおけるICT関係会合に総務省閣僚級が参加 ・ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、W T S A等への参加 ・APT事務局長に我が国の擁立候補が再選等
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度 (単年度)	累計12カ国	累計13カ国	累計13カ国
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	3000人	20年度	594人	653人	511人
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	20年度 (単年度)	-	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	-	・遠隔教育システム、超高精細医療画像の伝送技術及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加	・20年度より、環境コンテンツ流通基盤システムの実証実験を新たに実施したことにより、累計は実験数が7、参加した機関は27となった。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	経済財政改革の基本方針 2008	20.6.27	「ICT成長力強化プラン」に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とICTの融合を目指す。		
	IT政策ロードマップ	20.6.11	3「つながり力」発揮による経済成長の実現		
重点計画 2008	20.8.20	3.3.1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 3.3.2 課題解決モデルの提供による国際貢献			

# 政策15 ICT分野における国際戦略の推進

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献

基本目標 二国間・多国間の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

国際的な互惠関係の構築

我が国ICT産業を国際競争力ある産業へ誘導

国際協力の推進

国際的連携の強化

国際機関を通じた貢献

国際展開支援活動

国際共同実験  
指標:実施した実験の数(累計)5以上  
指標:実験に参加した機関数(累計)20以上

アジア各国等との協力  
指標:アジア諸国との間でのICT分野での協力関係の推進状況  
指標:アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況

二国間及び多国間関係への対応  
指標:二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況  
参考指標:参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況

国際機関に対する財政的・人的貢献  
参考指標:拠出金等により国際機関等が実施した活動

戦略的情報発信  
指標:海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況  
参考指標:実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況

国際動向の調査

下位レベルの施策

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献

ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進

(国際関係3課2室( ))

(情報通信政策課)

国際政策課、国際機関室、国際経済課、多国間経済室、国際協力課

## 平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 2 1 年 7 月

担当部局課室名：情報流通行政局郵政行政部企画課他 5 課室

施策名	郵政行政の推進	政策体系上の位置付け
		(郵政行政) 政策 1 6
施策の概要	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対する必要な監督業務(命令、報告等)を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合(UPU)等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議(4年に1度開催)、アジア=太平洋郵便連合(APPU)大会議(4年に1度開催)においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。</p>	
施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求など必要な措置を講じ、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、UPUに対して人的・財政的にも貢献した。</p> <p>信書便事業に関しては、平成 2 0 年度において、信書便事業者が合計 2 8 3 者になるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、平成 1 9 年 2 月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年 1 1 月に中間報告が、また、2 0 年 7 月に最終報告書が取りまとめられ、これを受けて検討が進められた。</p> <p>(必要性)</p> <p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督上の措置が必要である。また、国際郵便等については、UPUやAPPU等の国際会議に出席し、国際協調を図りながら、国際郵便の取扱いに関する取決め等へ我が国の政策を反映させる必要がある。さらに、信書便事業については、法律の目的である利用者の選択の機会を拡大するため、信書便事業に関する周知・広報及び制度の見直しは行政が実施すべきであり、必要性が認められる。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督上の措置を講じることにより、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</li> <li>・国際郵便等においては、特に、UPUの各種会合に積極的に参画し、人的、財政的に貢献したこともあり、本邦提案の勧告案等 3 件がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第 1 位で当選した。</li> <li>・信書便事業への参入は 1 9 年度と比較して着実に進展し、また、2 0 年 7 月に取りまとめられた「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」最終報告書を受けて検討が行われている。</li> </ul>	

こうした取組から一定の有効性が認められる。

(反映の方向性)

- ・日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生しているため、引き続き命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。
- ・引き続き、U P U等を通じた国際協調の推進により、利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。
- ・引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。

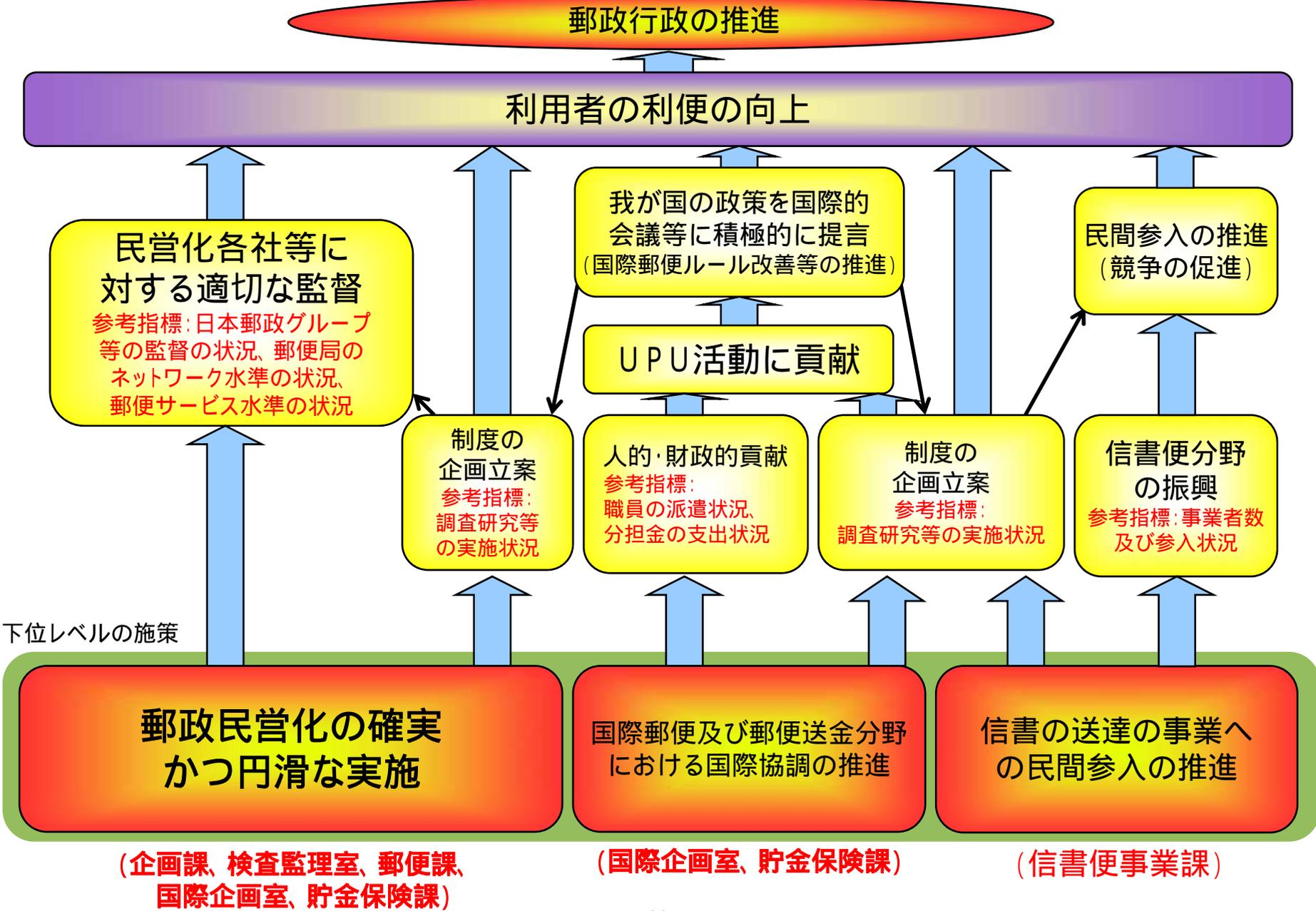
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

主な指標	18年度	19年度	20年度
日本郵政グループ等の監督	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、命令・報告徴求等必要な措置を講じた。		
U P U活動への人的貢献 (職員の派遣)	1名	1名	1名
U P U活動への財政的貢献 (分担金)	173百万円 (1,968千スイフソ)	191百万円 (2,031千スイフソ)	198百万円 (2,000千スイフソ)
信書便事業者数	213	253	283
	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)		
	176	206	235
	2号役務(3時間以内の送達の役務)		
	77	96	103
	3号役務(1,000円超の料金の役務)		
	101	124	141

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策(主なもの)	第170回国会 (臨時会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆議院) 平成20年11月11日 (参議院) 平成20年11月13日	昨年十月の郵政民営化から一年余りが経過しました。民営化各社は、新規サービスの展開等に努めておりますが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受入れの制限等、様々なご指摘もあるところです。政府として、民営化後の状況を十分に検証し、必要な改善を行ってまいります。
	第171回国会 (常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆議院) 平成21年2月13日 (参議院) 平成21年3月12日	民営化後、簡易郵便局の一時閉鎖、郵便配達員による貯金受入れの制限、郵便局における金融サービスの維持に関する懸念等、地域の住民等から様々なご指摘を頂いているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題など、課題が山積しております。政府として、こうした課題に適切に対応するのはもちろんのこと、民営化後の状況を十分に検証し、民営化を前提としつつ、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、大胆に見直しを行ってまいります。

**政策16 郵政行政の推進**

基本目標：郵政民営化の確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取り組み等、積極的な対応を推進する。



## 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名： 大臣官房総務課管理室・特別基金事業推進室

施策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	政策体系上の位置付け (国民生活と安心・安全) 政策 17
施策の概要	<p>一般戦災死没者追悼事業の継続を推進し、一般戦災の実態について国民の理解を深める。 旧日本赤十字社救護看護婦等へ書状の贈呈を行う。 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の開催。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>あらかじめ目標（値）を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>戦後 60 年余りが経過し、遺族の高齢化が進み戦災の実体験者の減少が顕著であることから、一般戦災に対する意識が風化しないよう普及啓発を推進する必要がある。</p> <p>戦時衛生勤務に従事しながら、実勤務年数が足りず慰労給付金支給の対象とならない旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、関係者の心情及び強い要望を踏まえ、平成 10 年度より書状を贈呈する事業を行っているが、年々の書状贈呈状況及び反響を見る限りにおいては、未だ受け取られていない方々が少なくないと推測されることから、事業の必要性が認められる。</p> <p>平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会」(座長：亀井昭宏早稲田大学商学学術院教授)は、平成 20 年 4 月に第 1 回目の会合を開催して以来 8 回の議論を重ね、平成 21 年 6 月に報告書を取りまとめたところである。</p> <p>報告書では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、貴重な実物資料を常設展示する場が重要</li> <li>・そのため、平和基金から資料館を受け継ぎ、引き続き国が運営していくべき</li> <li>・運営に当たっては、日常的な管理・運營業務はノウハウをもつ民間に委ねるなど、効果的・効率的な体制とすべき</li> <li>・全国に向けても発信できるよう、地方展示会やデジタル・アーカイブが有効等との検討結果を取りまとめ、貴重な提言をいただいたところ。(詳細は、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」参照)</li> </ul> <p>このように、検討会報告書においても、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦に係る展示等について必要性、有効性について提言をいただいている。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>遺族の高齢化により、追悼式等への参列者は減少しているものの、遺族に限らず入場できる展示会については年々入場者数が増加しており、アンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合についても高水準で推移していることから、一般戦災の普及啓発として有効であると考えられる。</p> <p>書状贈呈事業は平成 10 年度から開始されているが、書状贈呈への問い合わせが現在でも年間 700 件近く寄せられており、新聞等による広報活動は有効であると考えられる。</p>	

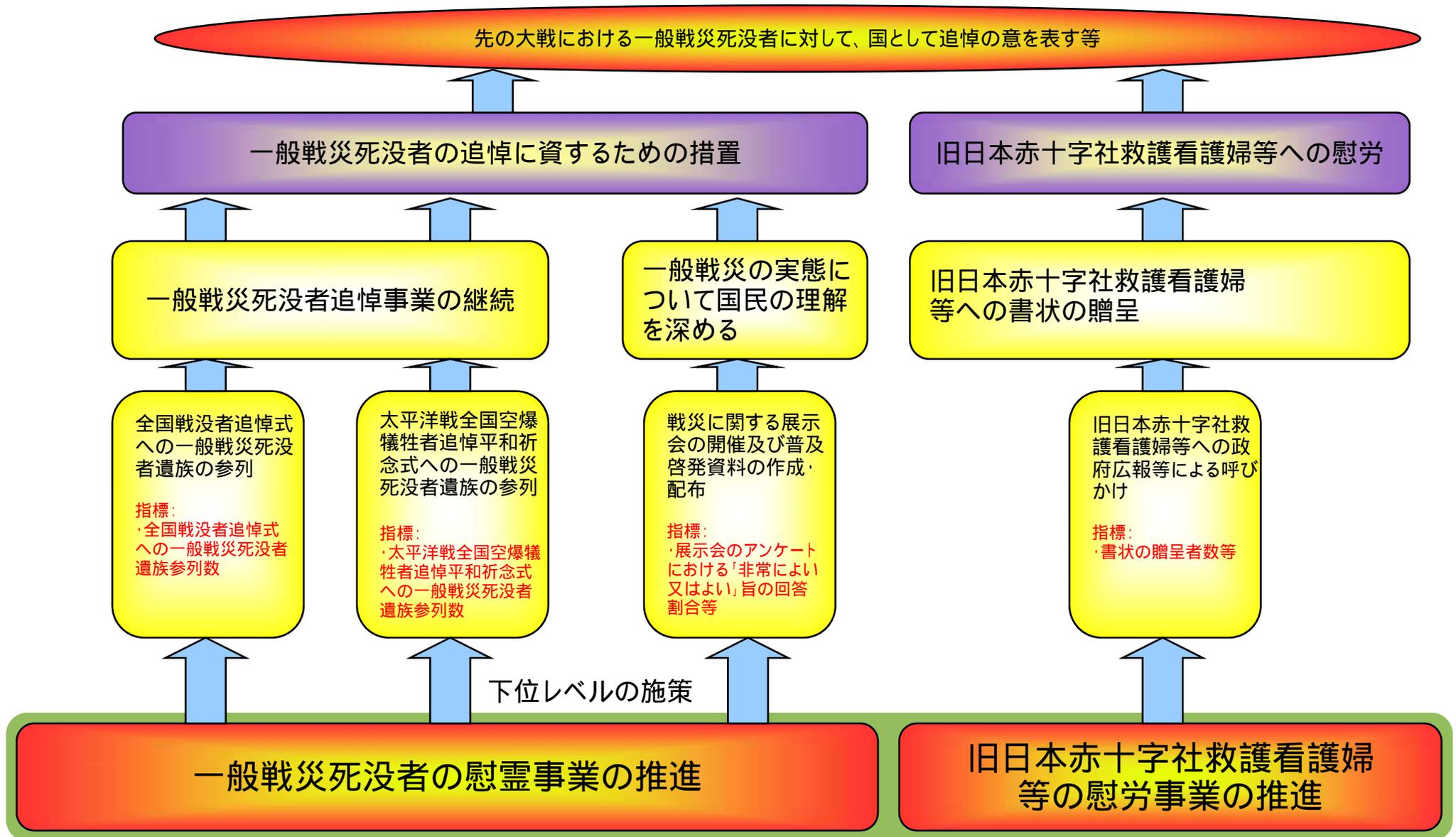
	<p><b>(効率性)</b></p> <p>遺族に対しては追悼式等参列旅費の補助、一般戦災の経験のない方々に対しては普及啓発資料の配布等を行うほか、一般戦災の情報を得る機会の少ない地方在住者に対しては展示会を開催するなど、異なる層への適切なアプローチを併用することで、効率的な普及啓発を行っている。</p> <p>書状贈呈における広報活動は新聞等の紙媒体、それ以外にもテレビやラジオといった高齢者の目に留まり易い方法で行っており、効率的であると考えられる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者数が漸減しており、参列遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。</p> <p>旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々があり、引き続き、書状贈呈を行っていく。</p> <p>平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、検討していく。</p>
--	--

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
	全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われることにより、参列者数が維持されているか。	98名	93名	79名
	太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	90名	95名	86名
	戦災に関する展示会の入場者数	700名	20年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	857名	1,021名	1,084名
	戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	20年度	一般戦災の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	93%	91%	90%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	20年度	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われ、未贈呈者の解消が図られているか。	145名	143名	74名	

関係する施政方針演説当内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

# 【政策17】一般戦災死没者追悼等の事業の推進

基本目標 先の大戦における労苦等について国民の理解を深め後世に継承するため、追悼事業等の適正かつ円滑な推進を図る



\* 上記のほか、(独)平和祈念事業特別基金が行う恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する慰藉事業を推進。同基金は、平成22年9月末日までに解散することから、同基金解散後の資料の記録・保存等の事業について、有識者による検討会を開催している。

## 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名： 恩給企画課他 2 課

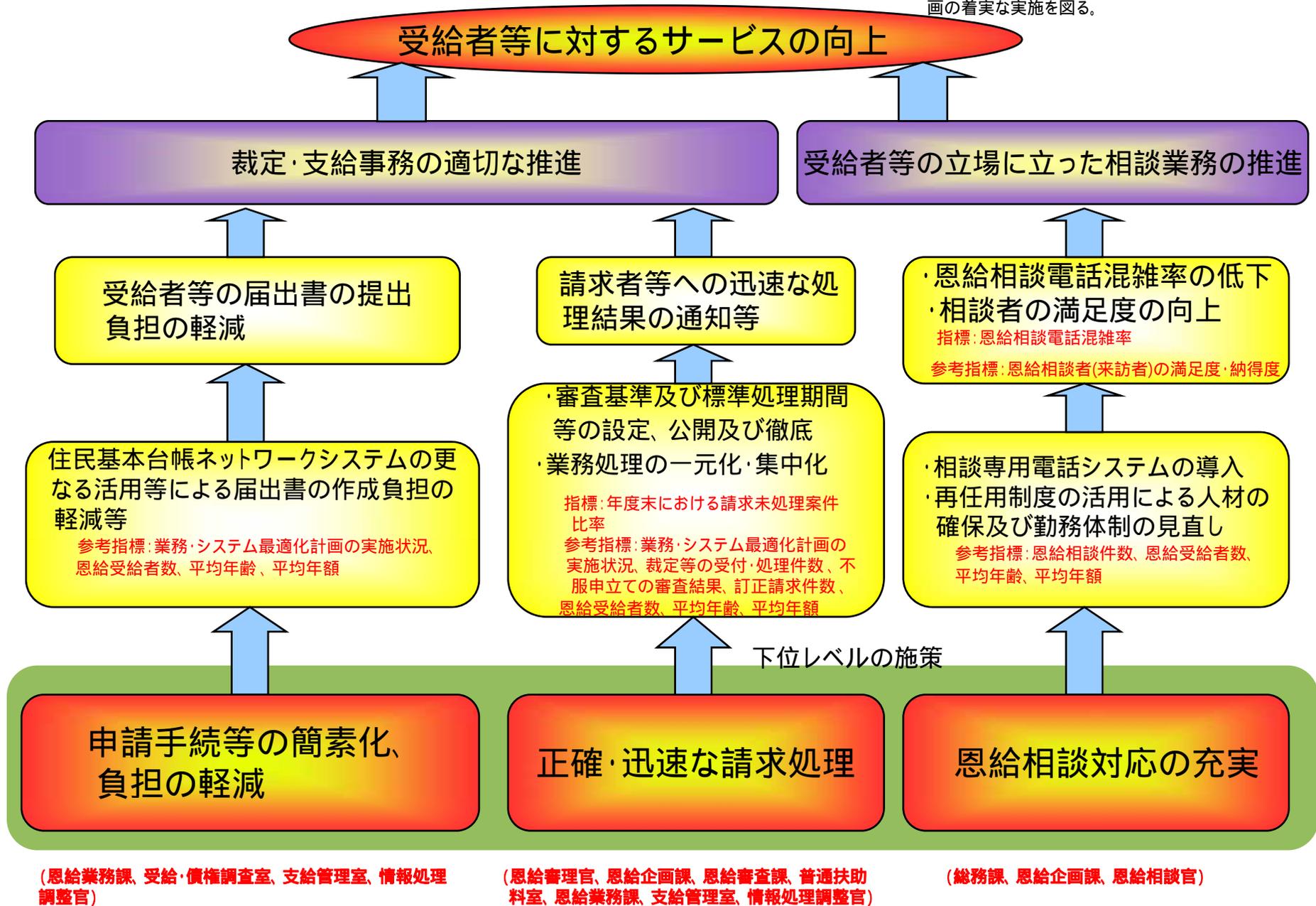
施策名	恩給行政の推進	政策体系上の位置付け (国民生活と安心・安全) 政策 18
施策の概要	<p>恩給の申請手続等の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の正確・迅速な処理、恩給相談対応の充実を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>あらかじめ目標(値)を設定した指標について、年度末における請求未処理案件比率は 0.6 月分(目標値 0.5 月分)、恩給相談電話混雑率は 21.6%(目標値 20%)と両指標とも進展が見られ、概ね目標値を達成できた。また、参考となる指標のうち恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度については 95%の者から満足したとの回答があり、全体として基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性)</p> <p>恩給受給者数は 101 万人を数え、受給者等からは未だ数多くの請求・申請・届出が寄せられていること、また、平均年齢も 86.3 歳と高齢化が進んでいること等を踏まえ、受給者等からの届出書の提出負担の軽減、請求者等への迅速な処理結果の通知、恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努める等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>年度末未処理案件比率においては、要員の適正な配置、事務処理方法等の見直し、恩給申請請処理の迅速化を図ったこと、恩給相談電話混雑率においては、恩給相談電話システムの導入、電話相談が集中する時間帯に恩給相談担当職員(再任用短時間勤務職員)を集中的に配置する等により、それぞれ前年度と比較し進展が見られ、概ね目標値を達成したことから有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>恩給業務の業務・システム最適化に係る電子計算機の借入れ等経費について、競争入札を行い約 63 百万円のコスト削減が図られたことから、効率性が認められる。</p> <p>恩給事務説明会については、各ブロック単位(7)での開催から東京 1 か所に集約することにより経費を削減し、事務の効率化を図る。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>平成 22 年 4 月を目途とする「恩給業務の業務・システム最適化計画」の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、懇切丁寧な相談対応の更なる徹底や恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じて、受給者等に対するサービスの一層の向上を図ることとする。</p> <p>また、事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約する方向で検討を行う。</p> <p>なお、平成 19 年 4 月から日本郵政公社から引き継いだ債権管理事務については、恩給制度全体の信頼性の確保の観点から、引き続き適切な実施を図るとともに、債権のより効果的な回収方策等について検討を行う。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
指標等	目標値	分析の視点	18年度	19年度	20年度
年度末における請求未処理案件比率	0.5か月分	恩給申請処理の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	0.6月分 (1,364/2,200)	0.9月分 (1,841/2,048)	0.6月分 (1,079/1,960)
恩給相談電話混雑率	20%	恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか	30.3%	39.3%	21.6%
恩給受給者数	(参考指標)	恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標	114万人	108万人	101万人
恩給受給者の平均年齢			84.9歳	85.6歳	86.3歳
恩給相談件数	(参考指標)	恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応が取られているか。	246,331件	266,980件	249,889件
恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度			-	-	95% 恩給相談のための来庁者に対するアンケート(169人)において「満足した」との回答があった方の割合。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日閣議決定	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せて行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。		
	規則改革推進のための3か年計画(改定)	平成20年3月25日閣議決定	同上 【恩給給与細則の一部を改正する総務省令(平成19年総務省令第122号)】 平成19年度 措置済(10月施行)		

**政策18 恩給行政の推進**

基本目標

受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る。このため、特に平成22年度までの間は、業務・システム最適化計画の着実な実施を図る。



# 平成 21 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 7 月

担当部局課室名：統計局総務課

施策名	公的統計の体系的な整備・提供	政策体系上の位置付け <b>(国民生活と安心・安全) 政策 19</b>
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため 60 年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計制度を企画立案及び調整すること及び統計に関する国際協力を推進することは、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、重要かつ基本的な役割を果たすもので必要不可欠なものである。</li> <li>地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものと認められる。</li> <li>国勢の基本に関する統計は、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠なものである。</li> <li>統計調査の結果等を政府統計の総合窓口(e-Stat)及びホームページからの確に提供することは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな統計法の制定や統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施等、統計行政の正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、有効性が認められる。</li> <li>統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業及び統計知識等の普及を目的とした広報活動を行っており、有効性が認められる。</li> <li>経済センサスやサービス産業動向調査の創設等各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。</li> <li>e-Stat 運用開始初年度の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が 1000 万件を超えたことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革基本方針等を踏まえた民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。</li> <li>e-Stat 利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。</li> </ul> <p><b>【反映の方向性】</b></p> <p>様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。それらの諸課題については、新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。</p>	

また、国勢の基本に関する統計の作成についても、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度	86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度	88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)
統計調査結果の提供状況		20年度			
・ホームページアクセス件数	412万件		426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度	-	-	1015万6000件
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度	-	-	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 18年度～20年度推移欄の( )内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

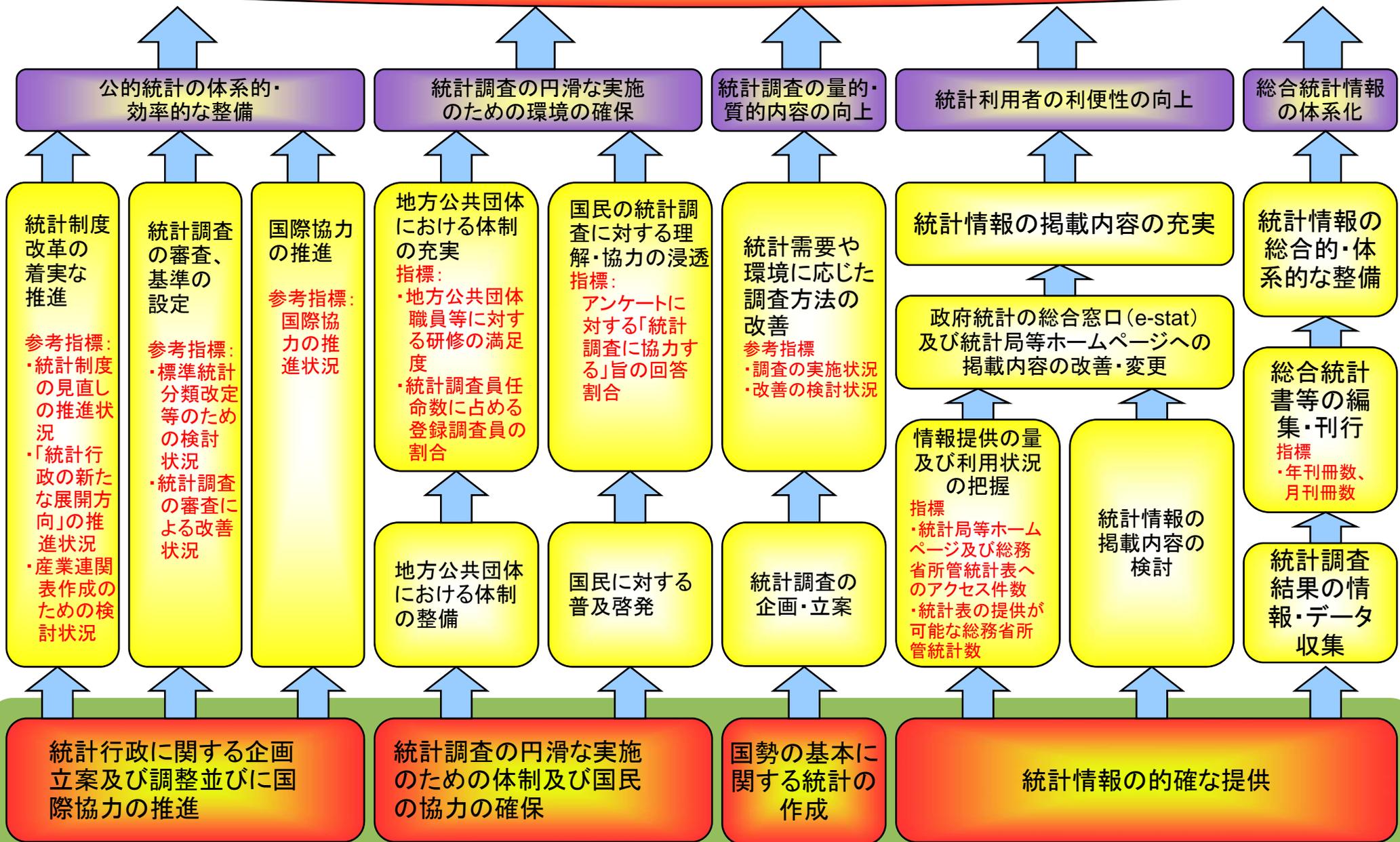
2 「政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なものの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日閣議決定	統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。 サービス統計の抜本的拡充を図る。
	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	平成18年3月31日閣議決定	ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに計画を策定。
	公共サービス改革基本方針(改定)	平成20年12月19日閣議決定	民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営。 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。 サービス産業動向調査(承認統計調査)について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携して検討し、平成22年5月末までに結論を得る。

# 政策19 公的統計の体系的な整備・提供

基本目標  
公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。特に、平成20年度内の閣議決定を予定している「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた施策を着実に推進する。また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

## 公的統計の体系的な整備・提供



公的統計の体系的・効率的な整備

統計制度  
改革の  
着実な  
推進

参考指標:  
・統計制度  
の見直しの  
推進状況  
・「統計行  
政の新たな  
展開方向」  
の推進状況  
・産業連関  
表作成の  
ための検  
討状況

統計調査の体系的な整備

統計調査  
の審査、  
基準の  
設定

参考指標:  
・標準統計  
分類改定  
等のため  
の検討  
状況  
・統計調査  
の審査に  
よる改善  
状況

国際協力の推進

国際協力  
の推進

参考指標:  
国際協力  
の推進状況

統計調査の円滑な実施のための環境の確保

地方公共団  
体における  
体制の充  
実

指標:  
・地方公共団  
体職員等  
に対する  
研修の満  
足度  
・統計調査  
員任命数  
に占める  
登録調査  
員の割合

地方公共団  
体における  
体制の  
整備

国民の統計  
調査に  
対する  
理解・協  
力の浸透

指標:  
アンケート  
に対する  
「統計  
調査に  
協力す  
る」旨の  
回答割  
合

国民に  
対する  
普及啓  
発

統計調査の量的・質的内容の向上

統計需要  
や環境  
に応じた  
調査方法  
の改善

参考指標  
・調査の実  
施状況  
・改善の検  
討状況

統計調査  
の企画・  
立案

統計利用者の利便性の向上

統計情報の  
掲載内容  
の充実

政府統計  
の総合窓  
口(e-stat)  
及び統計  
局等ホーム  
ページへの  
掲載内容  
の改善・  
変更

情報提供  
の量及び  
利用状況  
の把握

指標  
・統計局等  
ホームページ  
及び総務  
省所管統  
計表への  
アクセス  
件数  
・統計表の  
提供が可  
能な総務  
省所管統  
計数

統計情報  
の掲載内  
容の検  
討

総合統計情報の体系化

統計情報の  
総合的・  
体系的な  
整備

総合統計  
書等の編  
集・刊行  
指標  
・年刊冊  
数、月刊  
冊数

統計調査  
結果の情  
報・デー  
タ収集

統計行政に関する企画立案及び調整並びに国際協力の推進

統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保

国勢の基本に関する統計の作成

統計情報の的確な提供

(統計企画管理官、統計審査官、国際統計管理官)

(統計企画管理官)

(統計調査部)

(統計情報システム課)

(統計研修所)

# 平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 2 1 年 7 月

担当部局課室名：消防庁総務課 他 1 4 課室

<p>施策名</p>	<p>消防防災体制の充実強化</p>	<p>政策体系上の位置付け <b>国民生活と安心・安全 政策 2 0</b></p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「特定違反対象物数の改善」など平成 20 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、また「救急救命士の配置された救急隊の割合」や「救急自動車に占める高規格救急自動車の割合」など目標年度に向けて着実に進捗している指標がほとんどであることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。</p> <p>評価内容の充実という視点では、「消防団員数」の指標に加え、新たに「女性消防団員数」、「女性消防団員を採用している消防団の割合」及び「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を指標として掲げたことにより、進捗状況の詳細な分析を行えるようにしたところである。</p> <p><b>(必要性)</b> 我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。</p> <p>こうした災害等に揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p><b>(有効性)</b> ・大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 4,165 隊と平成 20 年度末の登録部隊数の目標、4,000 隊を達成したことから、施策の有効性が認められる。 ・地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 20 年 4 月現在で 888,900 人と前年同期の 3,993 人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっている。また、女性消防団員は 16,699 人と前年同期から 1,197 人増加しており、これらのことから消防団の確保対策に有効性が認められる。 ・住宅火災による死者数は平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、平成 23 年までの各市町村条例で定める日から適用。）を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成 18 年の 1,187 人から平成 19 年の 1,148 人、平成 20 年 1,123 人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。 ・平成 19 年中の救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）は 33.4 分（対前年 1.4 分増）と遅延傾向にある。これは、救急搬送先医療機関が速やかに決まらないこと等が要因と考えられることから、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表するとともに、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関等を構成員とする協議会を設置すること等を義務付けた消防法改正を行うなど、救急搬送に係る有効な施策を打ち出したところである。</p> <p><b>(効率性)</b> 大規模災害や国民保護事案が発生した際の効率的な国民への情報伝達のため、市町村防災行政無線（同報系）や全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備を着実に推進している。また、消防救急無線のデジタル化により、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となり、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られることから、その整備促進を推進している。</p>	

**(反映の方向性)**

・平成 20 年度においても岩手・宮城内陸地震等の大規模地震が発生し、多大な被害が発生した。こうした大規模な災害に対応するため、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進することが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

・消防団の充実強化や消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進など国内の消防防災体制の一層の充実を図ることはもちろん、北朝鮮のミサイル発射事案や核実験、中国四川省での大地震など国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

・年間 1 千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっている。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。

・身近な安心・安全を確保するためには、消防団や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、救急車の適正利用についての普及啓発、消防機関と医療機関の連携が重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【緊急消防援助隊の隊数】**

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標：概ね 4,000 隊 (20 年度))

**【消防団員数】**

	18.4	19.4	20.4
団員数	900,007	892,893	888,900

(目標：消防団員数の増加 (対前年度比))

**【女性消防団員数】 (人)**

	18.4	19.4	20.4
団員数	14,665	15,502	16,699

(目標：18,000 人 (21 年度))

**【住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く) (人)**

	18 年	19 年	20 年 (概数値)
人数	1,187	1,148	1,123

(目標：50%減 (現状の約 1,200 人から、23 年度))

関係する 施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
	経済財政改革の基本方針 2008 (閣議決定)	平成 20 年 6 月 27 日	大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。

# 政策20 消防防災体制の充実強化

基本目標

大規模地震・大規模災害に対する備えの強化や消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、自然災害や大事故・テロなどに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を確保する。

## 国民の安心・安全の向上



(防災課、応急対策室、参事官、特殊災害室、消防大学校)

(消防・救急課、防災課、参事官、防災情報室、国民保護室、国民保護運用室)

(予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、消防研究センター)

(防災課、参事官、救急企画室)